

## 面会交流はなぜ必要？



傷ついた子どもの気持ちを回復するために『**面会交流**』があります

- ♡ 父からも母からも変わらず愛されている・守られている → **愛情の確認**
- ♡ 安心と自己肯定 → **離別の悲しみ、怒り、不安からの回復**
- ♡ 両親が離婚しても、親子であることに変わらない → **アイデンティティの確立**

## 公的支援について

NPO法人面会交流支援センター香川を利用して面会交流する場合  
当センターは下記記載の自治体より業務委託を受けています

子ども家庭庁はひとり親家庭等支援事業の中のメニューとして親子交流支援事業を実施しています。これを受けて、次の自治体ではNPO法人面会交流支援センター香川の利用料の一部を補助する取り組みが実施されています。

**支援内容** 要件を満たせば、1年間を限度として自治体からの補助を受けることができます

**支援自治体** 高松市・観音寺市・三豊市・丸亀市 (令和7年7月から開始予定)  
香川県 (土庄町・小豆島町・三木町・直島町・宇多津町・綾川町・琴平町・多度津町・まんのう町)

- 補助要件**
- 親子交流の対象となる子ども及び同居親が支援自治体に住所を有すること
  - 子どもの年齢は15歳未満であること
  - 本事業の支援を受けることを、父母ともに同意していること
  - 親子交流援助の実施頻度は原則として1月に1回
  - 本事業による支援期間は、最長で1年間

NPO法人面会交流支援センター香川 **お問い合わせ** TEL 090-1006-1190

対応時間 9:00-19:00

# NPO法人 面会交流支援センター香川



## 私たちの基本理念

### 子どもの最善の利益を考える

面会交流支援センター香川は、子どもの最善の利益のため、離婚や別居により離れて暮らすことになった一方の親と子どもが定期的・継続的に、心身ともに健康的な親子交流をするお手伝いをさせていただく第三者機関です。

### 安心・安全を第一に親子の面会交流を支援

子どもの権利や福祉を守ることを目的に、安心・安全を第一に、日程調整や付添型などの面会交流を支援しています。

### 個人情報の保護の徹底

面会交流支援センター香川が業務上知り得た個人情報を被支援者の許可なく第三者に開示することはありません。守秘義務を持つ法人です。

### 面会交流の究極の目的

子どもが親を知り、その親の愛情を確認して安心して育つことにあります。

## NPO法人 面会交流支援センター香川 利用の流れ

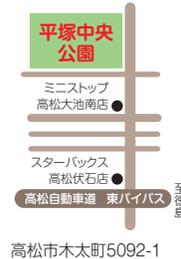
まずは  
お電話  
ください

当センターの利用を考えられている方は、最初に  
**電話**をしてください **TEL 090-1006-1190** (9:00-19:00)  
面会交流について、家庭裁判所での調停合意が前提となります

事前面談  
(有料)

平塚中央公園管理事務所 会議室での  
**事前面談**となります

- 父母それぞれ個別に事前面談
- 父母が鉢合わせしないよう別日の個別面談です
- 印鑑・事前面談料・調停合意書をご持参ください
- **有料**：父母それぞれ**5,000円**



申し込み

面会交流支援の **申し込み**

ルールの説明・契約手続きなどについて説明を聞いた後、  
当センターを利用する申込みを行います

支援開始  
(有料)

**1 付添型**：10,000円\*

互いに顔を合わせることが困難な場合、支援員2人が付き添い  
面会交流を支援します。連絡調整を含みます。時間制限有り

**2 受渡型**：10,000円\*

付添型と違う点は支援員が交流現場に立ち会わないことです。  
緊急連絡の対応と連絡調整を含みます。時間制限無し

**3 連絡調整型**：5,000円\*

父母が直接連絡を取り合うことが難しい場合、支援員が父母に  
代わって日程調整をします。

\*父母の金額負担割合が決まっているときはその割合です

ゴールは  
1年後

1年後に支援は終了します

後は父母が自分たちで面会交流ができる自力実施を  
目指しましょう

## 面会交流支援のルール (抜粋)

### 回数と時間

- ① 回数や時間は、原則、家庭裁判所の調停で合意した内容の支援となります
- ② 合意が無い場合は、月1回2時間が標準です

### 日程の調整

面会交流の実施日程は、支援員が父母の間に入って調整します

### 面会交流の場所

原則『さぬきこどもの国』で面会交流します

さぬきこどもの国 高松市香南町由佐3209

### 面会交流できる人

- ① 面会交流できる人は、子どもと離れて暮らす親(別居親)のみです
- ② 祖父母等の同伴は、家庭裁判所の調停での合意が必要です

### プレゼント・飲食

- ① 誕生日プレゼント等については、特に制限はありません  
ただし、高額品や交流の都度のプレゼントは控えてください
- ② 水分補給のための飲料水、空腹時の軽食・おやつは必要の都度  
とることができます

### 遵守事項

- ① 父母は互いに子どもの前で相手の悪口を言わない
- ② 子どもには、片方の親の生活状況などを質問しない など

### 支援中止となる事項

以下のようなときは、直ちに面会交流支援を中止します

- ① 子どもを連れ去ろうとしたとき
- ② 子どもの福祉を害する行為があると認められるとき
- ③ 支援センター香川の助言・判断・指示を受け入れないとき など

離れて暮らす子どもと楽しい時間を過ごすためのルールです。子どものために必ず遵守ください。